

■ Article (vol.26) ■

所得税確定申告にご活用を！「電話による税務相談」

日税研専務理事 坂田純一

.....

当財団は、平成20年7月16日から日本税理士会連合会と連携し、かつ、全国税理士共栄会の支援を受けて、「電話による税務相談」を始めています。この事業は、今日までに多くの利用者から評価を得て、順調に推移しています。利用者として特徴的なことは、当財団の本拠地エリアにある東京会(相談件数360件)の会員のみならず、北は北海道会(同17件)から南は沖縄会(同47件)までの所属税理士からの相談が寄せられています。つまり、利用状況は、全国的な分布となっていることです。なお、この事業の趣旨などについては、開始時に発信(平成20年7月メルマガ)させていただいております。

時あたかも、平成20年分所得税確定申告の時期を迎えていますが、改めて、この事業の趣旨を再確認する意味をこめ、また、この時期の「電話による税務相談」のご活用を願って、再度、ここに紹介することとします。

そもそも、税理士法第1条は「税理士は、・・・租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。(昭和55年法改正)」として、税理士の社会的存在意義と社会公共的役割を明確にしています。

今日、経済社会の複雑化、高度化などにより、納税者が求める税理士に対する要請はますます複雑多岐にわたってきています。また、近年、租税法の解釈・適用の誤りから税理士に対する損害賠償事案も散見されるようになってきています。また、複雑化してきている租税法の諸規定の実体を見ると、すべての税理士が、法令等を完知するには相当困難なことがあることも確かです。しかし、そうした時代の中であって、税務の専門家としての税理士は、申告納税制度の理念にそって、租税法の解釈・適用という法律的判断を日常行わなければならない立場にあります。

ところで、国税庁は、納税者に対する税務相談(局税務相談室等)の見直しを行っておりますが、平成18事務年度(仙台国税局では一部平成17年度から実施)からは納税者からの電話相談について、各国税局及び国税事務所に設置する「電話相談センター」で集中的に受理する取り組みを進め、平成20年11月4日からは全国すべての税務署(524署)に拡大して実施されています。

新たに設けられた「電話相談センター」は、これまでの局税務相談室等の対応とは異なり、そこでは一般納税者からの照会に対する対応を主目的としており、税理士及び税理士事務所からの相談については応じないこととしています。

各税理士会は、こうした行政対応の変化に伴い、会員に対する税務相談窓口の整備・拡充を図っているものの、当財団の聞き取り調査によれば、相談開設日、

開設時間、相談員数、相談方法、相談料徴収の有無など、ばらつきがあることも判明しています。

このような実情を踏まえて実施された当財団の「電話による税務相談」は、税理士会における既存の税務相談支援に加え、いわゆる高層的・多層的観点から税理士に対する利便性の仕組みを指向したものです。

このようにみえてくると、この事業は、納税者の適正納税や税理士の使命の実現に寄与するとともに、租税法の解釈・適用を巡り納税者に対する税理士の適格な指導にも役立ち、結果として、税務処理・判断の誤り等の未然防止にも有効な手段となっているとのるものと思われれます。

(1) 電話相談実施の概要

- ①対象者：税理士会会員、税理士事務所職員及び一般納税者
- ②開設日：月曜日～金曜日
- ③受付時間：午前10時から11時30分
及び午後1時から3時30分まで
- ④相談税目：所得税・資産税（相続税・贈与税・譲渡所得を含む）・法人税・消費税
- ⑤相談内容：一般的な税務相談に限り、具体的事案に関する相談は除く。
- ⑥相談料：無料（相談のために通話する電話代は利用者負担）
- ⑦電話番号：03-5435-0921（税務相談室）

(2) 利用実績

この事業開始以来(平成20年7月16日～平成21年1月31日:実相談日数119日)の主な利用の実績は、次のとおりです。

- ①相談件数 1,587件(うち、税理士1,044件、税理士事務所職員309件)
- ②回答状況 即答1,360件、折り返し回答227件(うち当日回答214件)
- ③相談税目 法人税647件、所得税335件、資産税472件、消費税111件

「電話による税務相談」の成果については、特にいわゆる、「良くある税務相談・誤りやすい事例」などを中心に国税庁のタックスアンサー形式に倣い、納税義務の履行に対する利便に供するため、逐次、財団のホームページ上でその内容を公開(個人を特定できる部分は除く)していくことを企画しています。

(3) ホームページ掲載予定のQ&A

この事業そのものが開始早々ということもあり、ホームページに掲載する予定のQ&A事例は、未だ数多くはありません。所得税・贈与税では、現段階で次のものが質問項目としてリストアップされています。メルマガ読者の皆様には、この情報を前広に提供させていただきますので、同様な事例を扱うときにご活用くだ

さい。

下記の情報入手ご希望の場合は、担当者平林宛に、メールにて「番号と内容」を記載の上お申し込みください（書式等は特にありませんので、ご自由な記載でお申し込みください。）。

お申し込みいただいた場合は、財団より担当相談員が回答した内容（ホームページ掲載のために編集中）を、編集前の状態ですがメールでお送りいたします。

- ① 所得区分について（韓国所在不動産の保証金の運用益）
- ② 立退料を支払ったとき（不動産賃貸業と立退料）
- ③ 相続人全員が相続放棄した場合の準確定申告について
- ④ 過年度分の保証債務の特例適用について
- ⑤ 譲渡所得の概算取得費について（造成した場合）
- ⑥ 親が子供に負担付で賃貸用建物を贈与したときの課税関係
- ⑦ 居住用財産の譲渡所得の特別控除について（転勤の場合）
- ⑧ 病院開業前の借入金利子は開業費として繰延資産になるか
- ⑨ 外国人労働者の扶養控除について（母国の両親に生活費を送金）
- ⑩ 外国人（非居住者）の土地譲渡の源泉徴収について
- ⑪ ゴルフ会員権の譲渡損について（会社更正法による更新会員権）
- ⑫ 離婚時の財産分与の課税関係について

【連絡先】

日本税務研究センター

TEL : 03-5435-0912 FAX : 03-5435-0914

以 上